

第4期知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画の概要

1 計画策定の背景

- ・ 知床の世界自然遺産登録に際し、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関である国際自然保護連合（IUCN）の勧告に基づき、海洋生態系の保全と安定的な漁業の営みを両立するため、平成19年（2007年）に環境省と北海道で「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」を策定し、遺産地域内の海域の管理を推進。
- ・ 現行の第3期計画が令和4年度（2022年度）末で終了することから、知床世界自然遺産地域科学委員会での検討結果を踏まえて第4期計画を策定。

2 計画の目的

海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営み及び海洋レクリエーションなどの人間活動による適正な利用の両立

3 計画期間

令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

4 管理対象地域

距岸3kmまでの遺産地域内海域

5 前期計画期間までの総括

(1) 知床周辺海域の現状

第1期知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画（2012年4月～2022年3月）の総括評価を反映。

- ・ オホーツク海の海氷面積は、長期的に見ると減少傾向。
- ・ 浅海域の生物相及び希少種の生息状況は、遺産登録時の状態を維持。
- ・ ウミネコ、オオセグロカモメ及びウミウは減少。
- ・ サケ、カラフトマス、スケトウダラ及びスルメイカの漁獲量は減少。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により観光入込客数は減少。

(2) 計画のあり方と今後の方向性

- ・ 前期計画の目的を堅持。
- ・ 本計画に基づき実施する管理措置等について、科学的評価結果に基づいて順応的管理を実施。

(3) モニタリング

各種モニタリングの継続に加え、知床沖の塩分濃度及びアザラシ類のモニタリングについて、必要な検討を実施。

6 保護管理等の基本的な考え方

(1) 基本方針

- ・海洋環境や生態系保全、漁業の法規制や自主管理、海洋レクリエーションに関する自主的ルール等を基調。
- ・海洋生態系の保全措置、水産資源の維持方策及びモニタリング手法を明らかにし、適切な管理を推進。
- ・海洋生態系の保全と生態系サービス(自然の恵み)の享受による地域経済活動との両立。

(2) 海洋生態系の概要と保護管理等の考え方

知床の海洋生態系を5つの構成要素に分類し、特徴的なものを指標種として位置づけ、順応的管理(状況の変化に応じた管理)の考え方に基づいた継続的な保護管理等を実施。

- ア 海洋環境と低次生産
- イ 沿岸環境
- ウ 魚介類
- エ 海棲哺乳類
- オ 鳥類

(3) 各種構成要素の保護管理等の考え方

- ア 海洋環境と低次生産
モニタリングにより動向を把握し、気候変動の兆候について掌握。
- イ 沿岸環境
陸域からの汚染物質流出の防止に努め、突発的な海洋汚染は迅速かつ的確な措置。
- ウ 魚介類
漁業者等の自主的取組を踏まえ、関係法令に基づく適切な資源管理と持続的利用の推進。
- エ 海棲哺乳類
生態等の把握に努め、関連法令に基づく保護管理を実施。
- オ 鳥類
生態等の把握に努め、関連法令に基づく保護管理を実施。

(4) 地域社会

- ・漁獲量や資源量の変動に伴う漁業経営の将来予測。
- ・レクリエーション利用における安全確保、海洋生態系及び漁業に影響のない継続的な利用状況の把握、利用ルールの普及啓発。

7 保護管理措置等

(1) 海洋環境と低次生産^(※)

海氷の動向、生物相等のモニタリングにより、海洋生態系の変化の予測に努め、その結果を海洋生態系の保全及び持続的漁業の営みに活用。

※低次生産…食物連鎖の中で、始点の植物プランクトンから魚に至る連鎖をいう。

(2) 沿岸環境

- ・関係法令に基づき、海洋汚染の防止措置を講ずる。
- ・関係法令に基づき、風致景観の保護のため、巡視及び利用者への指導等の実施。

(3) 指標種

モニタリングを行い、順応的管理の考え方に基づく継続的な保護管理等を実施。

| | | |
|-------|-------------------|--|
| 魚介類 | サケ類 | ・河川工作物による産卵遡上障害を実行可能な範囲で回避 |
| | スケトウダラ | ・関連法令や漁業者の自主的な取組による適切な管理と持続的な利用を推進 |
| | スルメイカ | ・資源動向予測と関係法令による漁獲可能量に基づいた資源の適正利用を推進 |
| | ブリ | ・南方系の魚種として漁獲量等の推移を注視 |
| 海棲哺乳類 | トド | ・科学的知見に基づいた順応的管理を推進し、漁業被害の軽減と個体群の維持 |
| | ゴマフアザラシ | ・生息実態や漁業被害の調査、関係法令に基づき適切な保護管理の実施 |
| | シャチ | ・観光遊覧船からの個体識別などにより生態等を把握 |
| 鳥類 | ケイフリ・ウミウ・オオセグロカモメ | ・関係法令に基づき適切な保護管理、海域利用による悪影響の軽減による順応的管理 |
| | オオワシ・オジロワシ | ・種の保存法、文化財保護法等に基づき厳格な保護管理の実施 |

(4) 地域社会

- ・海洋生態系の便益を把握し、適切な管理措置、ルールづくりを進めることにより海洋生態系の保全と地域振興の両立を図る。
- ・事業者に対し、法令の遵守と利用者への適切な情報提供などの徹底を求める。
- ・気候変動による社会経済の脆弱性を評価し、漁業や観光利用ルールの見直しを行う。

8 管理体制と運用

(1) 計画の推進管理

関係行政機関、関係団体、試験研究機関などの連携協力のもと、海洋生態系の保全及び安定的な漁業に係る保護管理措置等を推進。

(2) 年次報告書の作成

計画の推進状況及びモニタリング結果等を年次報告書としてとりまとめ、遺産地域の適切な管理に活用。